

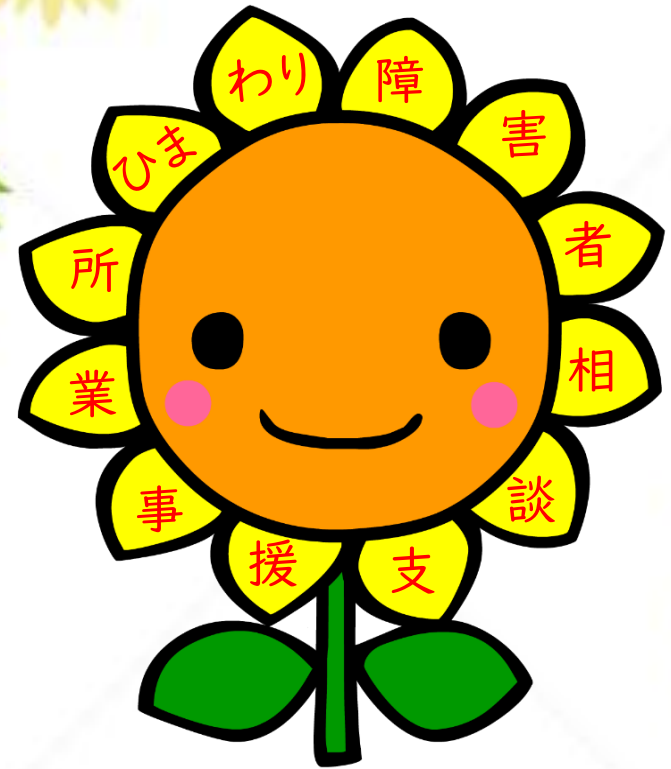
アクセス



施設名:利府町障害者相談支援事業所ひまわり
所在地:〒981-0133
宮城県宮城郡利府町青葉台1丁目32番地
(利府町保健福祉センター内)
電話:022-354-1556または090-1493-0569
FAX:022-349-5608
e-mail:rifushakyo-himawari@athena.ocn.ne.jp

令和8年6月作成

社会福祉法人 利府町社会福祉協議会



障害者及び障害児の方々の相談にお応えし、サービス等利用計画の作成などを行うことで、総合的に支援を行う窓口がひまわりの役割です。

事業所概要

●事業者

社会福祉法人 利府町社会福祉協議会

●事業所の種類

- ①指定特定相談支援事業所(指定事業所番号:0432610053)平成25年11月1日
- ②指定障害児相談支援事業所(指定事業所番号:0472610062)平成27年3月23日

●事業所の名称

利府町障害者相談支援事業所

●事業実施地域

利府町

●営業日

月曜日～金曜日
※ただし、国民の祝日及び
12月29日から翌年1月3日までを除く

●営業時間

午前9時～午後5時

ご相談は無料です
秘密は厳守します

●基本相談支援

- ☆障害のある方々の個別相談支援
- ☆福祉サービス利用のお手伝い
- ☆地域の社会資源を活用する支援
- ☆専門機関の紹介など

●計画相談支援

- ☆サービス利用支援(計画作成)
- ☆継続サービス利用支援(モニタリング)

●主たる対象者

身体・知的・精神障害の方

●相談方法

- 【電話相談】電話による相談
- 【来所相談】ひまわりでの相談

サービス等利用計画 作成の流れ

福祉サービス計画作成の申請をします。
(町地域福祉課へ)

相談支援事業所と利用契約を結びます。

相談支援事業所が、利用者のご相談に
応じて利用計画の案を作成します。(支給決定)

福祉サービスを円滑にご利用できるよう、
サービス担当者会議を開催します。

作成した利用計画書は、ご確認いただいた後、
町に提出します。

障害サービス提供事業所と契約して
利用開始です。